

診療所の新規開設（個人）までの流れ

開設前	診療所の平面図が決まったら、まずは保健所窓口にて、事前にご相談ください。構造設備に医療法上の問題がないか確認します。
開設日～ 10日以内	<p>○診療所開設届【第5号様式（第3条関係）】</p> <p>添付書類：①管理者の医師又は歯科医師免許証の原本及び写し</p> <p>②管理者の医業略歴書 （住所、氏名、生年月日、最終学歴、免許取得日、勤務歴等を記載したもの。）</p> <p>③管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写し*</p> <p>④医療従事者の免許証の写し（※管理者が原本証明したもの） （証明例：「本証と照合の結果相違ないことを確認する」、日付、管理者氏名）</p> <p>⑤敷地周辺の見取図（GoogleMap 等も可）</p> <p>⑥建物の構造概要及び平面図</p> <p>〔※平成 16 年 4 月 1 日以降に医籍登録した医師、または平成 18 年 4 月 1 日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合のみ。〕</p> <p>○新規開業に伴う医療機能等に関する確認書（医科のみ）</p> <p>○診療用エックス線装置備付届【第31号様式（第13条関係）】</p> <p>添付書類：①診療用エックス線装置に関する届出書【第32～36号様式】機種ごと</p> <p>②装置の製作者名・形式・定格出力等が確認できる書類（カタログ等）</p> <p>③備え付ける部屋の平面図</p> <p>④放射線に係る測定結果 （漏洩線量測定結果、または空間線量分布図〈移動式の場合〉）</p> <p>⑤遮蔽能力計算書（定格出力の管電圧（波高値）が 10kV 以上、かつエネルギーが 1mA 未満のものに限る）</p> <p>○共同利用に関する計画書（エックス線装置を設置する場合のみ）</p> <p>以下、指定を受ける場合のみ提出</p> <p>○被爆者一般疾病医療機関指定申請書（2 部） …長崎県 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（地域保健課）。</p> <p>○医療機関指定申請書（結核）（1 部） …長崎市 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（感染症対策室）。</p> <p>https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html</p>

医療法に基づく申請書等は、次の URL からダウンロードできます。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/4780.html>